

※ 税の名称は条例で定めることとなるが、説明資料では報告書で使用されている名称を使っている。

議員全員協議会説明資料
令和2年12月17日
経営企画部宮島財源確保推進室

（仮称）宮島訪問税について

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

宮島訪問税の制度

1. 宮島訪問税の必要性

- 厳しい財政状況の中でも引き続き、観光客などの多くの来訪によって発生・増幅する行政需要に対応していかなければならない。

宮島への来訪者による行政需要の推移（宮島訪問税の活用事業）

（単位：百万円）

	平成25年度決算			平成28年度決算			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B
概算事業費	349.9	212.0	137.9	593.8	412.0	181.8	1,224.3	879.6	344.7	1,261.7	937.7	324.0	1,051.6	674.2	377.4	1,385.4	1,036.2	349.2	1,513.5	1,158.9	354.6

- （留意事項）
- 1 平成25年度と平成28年度は、宮島への来訪者による行政需要の決算額である。
 - 2 この資料の令和3年度～令和7年度の推移は、令和2年3月に、宮島財源確保検討委員会の資料として作成したものである。
 - 3 概算事業費は、まちづくり基本構想掲載の施策と令和2年度当初予算をベースに、令和3年度～令和7年度の5年間を推移したものである。
 - 4 事業費は、毎年度の予算で決定されるものであり、あくまで想定される参考値である。

- 多くの来訪によって発生・増幅する行政需要は現時点は、市民全員が負担しているが、将来にわたって安定的、継続的に対応するためには、来訪者にもその一部を負担していただく構造に切り替える必要がある。



- 観光客等の訪問者の増加は、廿日市市の雇用確保や対外的な発信力の向上に重要な役割を果たしている。しかし、廿日市市の税収の増加には直結していない。
- また、普通交付税の基準財政需要額は、一般的な住民サービスに必要な経費であり、観光客等の多数の訪問者数は市町村毎の公信用を持った統計数値もないことから、普通交付税の算定対象とはなっていない。従って、観光客等の訪問者への対応に必要な経費について国等からの財政措置も十分とは言えない。

2. 名 称

廿日市市宮島訪問税条例

- 名称「宮島訪問税」は、納税者にとってどのような行為に課税されるのかや何のための税なのかが分かりやすい名称であり、法定外税の名称として適している。

3. 税の種別と課税根拠

普通税

- 外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は、必ずしも観光等に限定されことなく多岐にわたるため、普通税で構築する。また、毎年の予算・決算で宮島訪問税の活用事業を議会に提示し、審議していただく。

外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は、「来訪・観光目的によって発生する行政需要」だけでなく、「市民にも提供している行政サービスでその数量が増幅するような一般的な行政需要」もある。後者の行政需要に対応するためには、目的税では対応できない。

- 課税の趣旨を明確にするため、条例に趣旨規定を置く。

（趣旨）

第1条 この条例は、宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するために課する宮島訪問税に関し必要な事項を定める。

- 根拠規定は、地方税法第5条第3項となる。

■ 地方税法（抜粋）

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

<省略>

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4. 納税義務者

宮島への訪問者に課税する

- 宮島への外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要の原因者（訪問者）に課税する。
- 世界遺産を擁する宮島では、国際観光地としての受け入れ環境の整備が求められ、宮島地域以外の者による外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は全国標準を上回る行政サービスとなる。
- 基本的に宮島地域以外の市民が宮島を訪問する場合は、生活と一体ではないことから市外の観光客とともに受け入れ環境等の整備など全国標準を上回る行政需要を発生・増幅させ、その財政需要の原因者となる。

訪問者とは、旅客船舶により宮島町の区域に入域する観光旅客その他の者又は旅客船舶以外の船舶により宮島町の区域に入域する者であって次に掲げる者以外のものをいう。

- （１）宮島町の区域内に住所を有する者
- （２）宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者
- （３）宮島町の区域内にある学校（学校教育法第１条に規定する学校をいう。）に通学する者

5. 課税免除の対象

（１）未就学児

- 未就学児については、保護者の介助を必要とする年代であり、小学生以上に比べて外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は低いと考えられる。また、フェリー運賃が無料であり、特別徴収義務者が税徴収をする便宜を有しない。

（２）障がい者（身体・知的・精神）

- 課税免除とすることで外出支援による社会参加を促進することは公益性がある。

（３）学校教育法第１条の学校（大学を除く。）における授業や修学旅行などの学校行事等に参加する者又は引率者並びに付添人

- 子供たちが学校教育における修学旅行などの学校行事や授業で宮島に来訪し宮島の自然・歴史・文化を学ぶことは、宮島を次世代に継承することにつながり広く公益性がある。

※ 当初案は、「未就学児」、「小学生」、「障がい者」を課税免除の対象としていたが、９月議会・議員全員協議会や総務常任委員会所管事務調査での意見を踏まえ、課税免除の対象を再検討した。

宮島訪問税の制度

6. 減 免

天災その他特別の事情がある場合において、宮島訪問税の免除を必要とすると認める者

7. 税 率

訪問者 1 人 1 回宮島町の区域に入域するごとに 1 0 0 円。

1 年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者 1 人 1 年ごとに 5 0 0 円。

- 総務省の同意基準、他の地方団体で類似の税を導入している場合の観光客への影響、税を活用する事業費を総合的に踏まえ税率 1 0 0 円を設定した。
- 宮島財源確保検討委員会からの報告にもあったように、次の理由から特別の配慮として年払い制度を導入した。

導入の経緯

税 率

- 入域毎に課税をする環境協力税・美ら島税や関空連絡橋利用税の例と違い、宮島航路は生活航路の指定を受けるなど、往来の頻度の高い者が多いことが想像できる。また、宮島が過疎地域に指定されていることを踏まえると、様々な目的の往来の頻度の高い者への特別の配慮を行うことも必要である。
- 法定外税の導入にあたり、各種団体から要望もあったことから、課税対象となる往来の頻度の高い者に対して、国税（とん税）で導入されている年払い制度を参考に負担軽減を図る。
- 訪問 1 回の税率 1 0 0 円を踏まえ、往来の頻度が高い者への特別の配慮と、特別徴収義務者の判別事務等のかかる負担を考慮し、年払いの場合の税率 5 0 0 円を設定した。

8. 徴収について

徴収方法（申告納付・特別徴収）や特別徴収義務者が市に申告納入する手続き、特別徴収義務者の登録手続き等を規定する。

9. 制度の検証

5 年ごとに、税収及び活用事業などの状況を勘案し、宮島訪問税の必要性について検討を行う。

- 条例の附則で 5 年ごとの検証を規定する。

特別徴収義務者の調整状況について

「宮島財源確保検討委員会（徴収方法検討部会）」での検討について

- 税の徴収について、過去2回の検討では、次の2つの方法について検討を行った。

徴収方法	内 容	課 題	
特別徴収 (特別徴収義務者：船舶運航事業者)	フェリー運賃と同時に法定外目的税を船舶運航事業者が徴収する	徴税額と徴収コストのバランス	
市がゲートを設けて徴収	宮島口栈橋又は宮島栈橋に専用ゲートを設置し、法定外目的税を徴収する (フェリーの改札と税専用ゲートの2カ所)	徴税額と徴収コストのバランス	混乱なくスムーズで 確実な徴収ができるか

- 今回の検討では、次の報告がされている。

徴収方法を検討する際の大切な視点

- 乗客、船舶運航事業者の安全性を損なわない
- 乗客に過度な手間をかけさせない

特別徴収は、市がゲートを設けて徴収する場合に比べて、次の点で優位である

- ・ 税専用ゲートの設置が不要となれば、乗客の滞留を抑えることができ、安全性に優れ、乗客の時間的負担も少ない
- ・ 乗客にとって一度の支払（運賃+税）で通過でき、手間がかからない

特別徴収を検討する

- 連絡切符や企画チケットの購入者からの法定外税の徴収は原則、発券時に税を徴収せず、フェリー乗船時に税のみ徴収

- 全国システムの改修が不要
- 企画チケットの販売時には宮島への来島は未定（宮島に来島しない者は納税義務者とならない）

徴収方法検討部会では、具体的な徴収方法や「企画チケット客向けの臨時案内所」、宮島口側に「JR西日本宮島フェリーの改札機能」設置などについて検討

- また、徴収事務経費等も含め引き続き、関係事業者と調整、検討する必要がある

徴収方法について（全体）

1. 宮島における港湾施設(栈橋)の位置図



徴収方法について（全体）

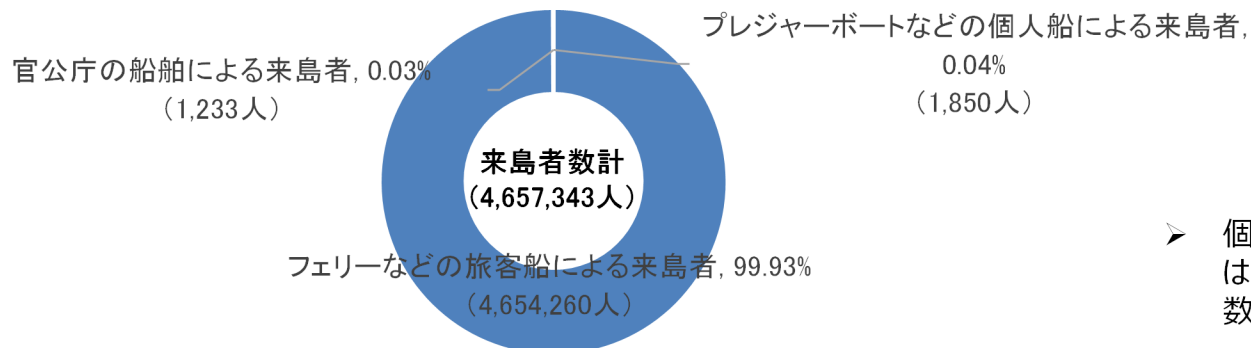
2. 港湾施設別来島者数

令和元年における港湾施設別の来島者数

施設名	来島者数	利用者	港湾施設使用許可事務 (使用料徴収事務委託先)
宮島1号栈橋	2,544,519人 (54.63%)	J R 西日本宮島フェリー	廿日市市
宮島2号栈橋	1,723,075人 (37.00%)	宮島松大汽船	廿日市市
宮島3号栈橋	382,276人 (8.21%)	アクアネット広島、瀬戸内シーライン等	廿日市市（民間事業者）
宮島ビクターバス	4,492人 (0.10%)	ボート、ヨット等係留	廿日市市（民間事業者）
杉之浦栈橋	2,434人 (0.05%)	観光船、貸切船等	廿日市市
包ヶ浦栈橋	547人 (0.01%)	観光船、貸切船等	廿日市市
	4,657,343人 (100%)		

3. 船舶別来島者数

船舶別の来島者割合（令和元年）



- 個人船等で栈橋を利用しないで入域する者は、左記の来島者数には入っていない（実数は不明）

※ 港湾施設（栈橋）を利用した者の数

徴収方法について（全体）

4. 税の徴収方法

- 入域すると100円の徴収方法は、次のとおり3種類である。

フェリーなどの旅客船で宮島に・・・

特別徴収：旅客船の運賃に上乗せして税を徴収する。

特別徴収義務者：【定期航路】 J R 西日本宮島フェリー、宮島松大汽船、アクアネット広島、瀬戸内シーライン、瀬戸内海汽船、瀬戸内海クルーズ

【不定期航路】 瀬戸内シーライン、瀬戸内海汽船、宮島遊覧観光、バンカーサプライ、せとうちクルーズ、YOU-Be、フィールランド、ティーズカンパニー など

プレジャーボートなどの個人船で宮島に・・・

特別徴収：栈橋使用料を徴収する際に税を徴収する。

特別徴収義務者：栈橋係船料収納事務委託事業者

栈橋を利用せず、自然海岸に個人船に乗りつけ

申告納付：市に申告し税を徴収する。

- 年払いの500円の徴収方法は次のとおりである。

頻繁に来島（入域する船舶の種類・着岸場所は問いません）

申告納付：市に申告し税を徴収する。
（納付後、1年間は納税の必要はない。）

■ 地方税法 参考条文（抜粋）

（市町村法定外普通税の徴収の方法）

第673条 市町村法定外普通税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該市町村の条例の定めるところによつて、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

（市町村法定外普通税の申告納付の手続等）

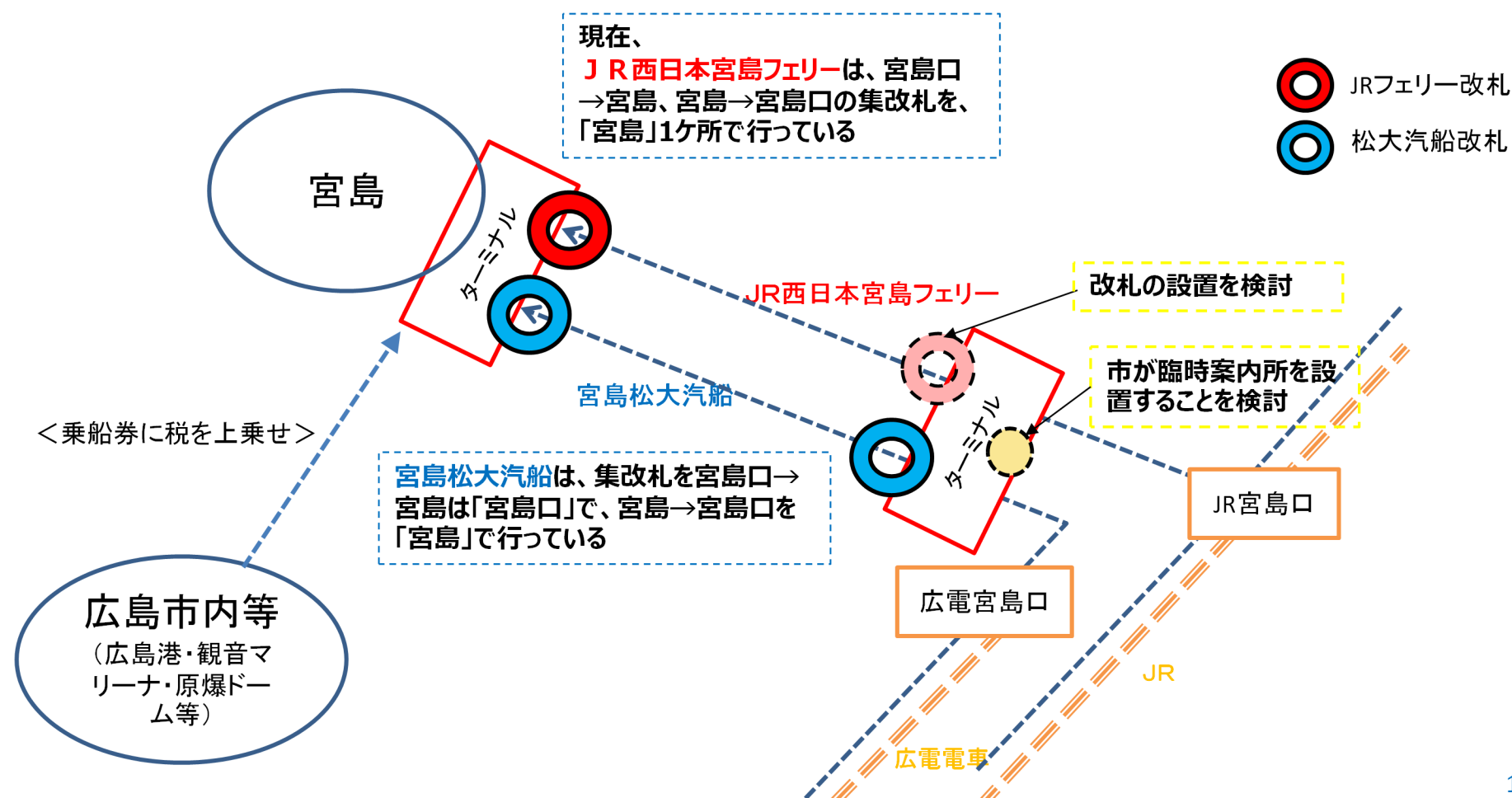
第684条の2 市町村法定外普通税を申告納付すべき納税者は、当該市町村の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに市町村長に提出し、及びその申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

（市町村法定外普通税の特別徴収の手続）

第685条 市町村法定外普通税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、当該市町村法定外普通税の徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

フェリー等での特別徴収について

宮島への旅客船は、生活航路としての役割を担い、宮島への来島者の約90%が利用するJR西日本宮島フェリー株式会社及び宮島松大汽船株式会社が運航する宮島～宮島口航路のほか、広島市内等から観光航路（定期・不定期）があり、運賃に上乗せして税を徴収（特別徴収）することとしている。



フェリー（生活航路）での特別徴収について

1. 課題

- 旅客船による乗船客の9割以上を運ぶ「ＪＲ西日本宮島フェリー」「宮島松大汽船」の徴収方法を検討

券種別乗船客数

	券 種		輸送人員（人）	割合
①	乗車券		1,626,376	39.8%
②	回数乗車券		32,130	0.8%
③	ＩＣカード	P A S P Y	324,435	7.9%
		ICOCA等	445,981	10.9%
④	企画チケット等	ジャパンレイルパス	445,000	10.9%
		連絡乗車券	65,321	1.6%
		特別企画乗車券類	164,613	4.0%
⑤	定期券		334,710	8.2%
⑥	団体		557,003	13.6%
⑦	車両（運転手）		89,605	2.2%
	計		4,085,174	100.0%

課題

- 現行の運賃収受方法（乗船券・交通系ＩＣ・定期券・回数券・企画券）に、課税者・年払い・非課税者の3区分を組み込む
- 宮島口で運賃を支払う必要がない「企画チケット客」から税を徴収する

※ＪＲ・松大汽船2社合計／平成30年度片道

※輸送人員合計は、市発表の来島者数のカウント方法とは異なる。

※定期券等一部券種は、計算による推計値も含まれており、その計算式は各社異なる。

※「ジャパンレイルパス」・「連絡乗車券」はＪＲ発行のみ、「特別企画乗車券類」はＪＲ、松大汽船両社取扱券合算。

※輸送人員には、小人も含む。

フェリー（生活航路）での特別徴収について

2. 徴収方法

Aは「課税」、Bは「非課税」及び「税年払い」とした場合の検討中の徴収方法

- キップ等販売時点で「課税」「非課税」「税年払い」ごとの確認を済ますことにより、改札の負荷を軽減
- 改札には非接触・省人化を図る機器の導入を検討中

①乗車券	A	券売機 (イメージ)	・ Aの券面は“運賃＋税” ・ Bの“運賃のみ”は、「非課税・年払い証明書」を券売機にかざした場合のみ購入可能	
	B			
②回数券	A			
	B			
③ICカード	A		“運賃＋税”を徴収	
	B		改札で「非課税・年払い証明書」を係員に提示し、“運賃”のみ引き去り	
④企画チケット等	A		企画チケットを提示＋“税のみ（100円）”券を購入	
⑤定期券	B		事前に有人券売窓口で「非課税・年払い証明書」を係員に提示し購入	
⑥団体	A		“運賃＋税”を団体ごとにまとめて支払い	
⑦車両（運転手）	A		①乗車券②回数券と同じ	
	B			

(非課税・年払い証明書のイメージ)

宮島〇〇〇税非課税者(年払い)証明書

□□□□□□

氏名 〇〇 〇〇

住所 廿日市市宮島町〇-〇〇

有効期限 令和〇年〇月〇〇日まで

発行日 令和〇年 〇月 〇〇日

廿日市市長 松本 太郎印



改札機イメージ

徴収費用の内容

イニシャルコスト(税導入前)	機能等の考え方／現在の状況
徴収システム (宮島～宮島口の生活航路での 機器設置、改修等)	◆ 乗客、船舶運航事業者の安全性を損なわない ◆ 乗客に過度な手間をかけさせない ◆ 多くの乗船客のうち課税対象外（宮島地域の住民・通勤通学者）の判別を行う ◆ キャッシュレス・非接触化による顧客の利便性向上 ・ 現在は、徴収の現場における個別具体的な課題への対応方法や必要な機能、人員などについて詳細（券売機の操作性、データ出力形式、動線など）を詰めている段階であるが、ベースとなる機能について一部見直しの必要が生じ、それらの調整が整わなければ、正確な経費の算出が難しいところである。関係者のご理解とご協力のもと、急ピッチで協議を進めている
宮島口旅客ターミナル改札建屋 (JR西日本宮島フェリー) 設置 (設計、建設) 2,800万円	◆ 企画チケット客からの税徴収を確実なものとするため等から、改札機能を強化する ・ 宮島口旅客ターミナルを設計した設計事務所に基本計画を依頼、JR西日本宮島フェリーと協議を進める
臨時案内所設置 100万円	◆ 税制度への問合せ対応、企画チケット客への税券購入の誘導等を行う ・ 可動式とし、券売機への案内等が柔軟に対応できる形態とする

注：金額はメーカー等への聞き取りによるものであり、今後の検討等により変更となる可能性がある。

徴収費用の内容

イニシャルコスト(税導入前)	機能等の考え方／現在の状況
観光航路事業者徴収準備	◆ 乗客、船舶運航事業者の安全性を損なわない ◆ 乗客に過度な手間をかけさせない ・ 8月19日に広島県旅客船協会の協力により説明会を実施（7社出席） ・ 税徴収に対応するための改修費用負担等について協議を進めている。各社において、徴収方法の検討を行っている最中であり、その経費の見積もり提出は年内となる予定
非課税・年払い証明書発行システム 3,400万円	◆ 徴収現場において機械的確認などができるものとする ◆ 市が発行する事務量、コストも考慮 ・ 券売機との連携を図る必要があり、徴収システムとの調整を行う ・ コードのコピー防止システムの導入を検討する
事前広報 2,500万円	◆ 納税義務者への理解を得、特別徴収義務者の負担を軽減する ◆ 旅行業者、交通事業者等への周知徹底を図ることにより、観光客等の来島のスムーズ化を図る ・ 民間への委託を予定（リーフレット・ポスター作成、交通広告、動画作成等） ・ 問合せに対応するタブレット・モニター用の多言語コンテンツ作成

注：金額はメーカー等への聞き取りによるものであり、今後の検討等により変更となる可能性がある。

徴収費用の内容

ランニングコスト(税導入後)	機能等の考え方／現在の状況
徴収事務経費	◆ 運賃上乗せの税徴収に係る経費 ◆ 生活航路では非課税者判別にかかる手間や企画チケット客対応について考慮 ・ J R 西日本宮島フェリー及び宮島松大汽船両社と協議を進めるとともに、観光航路事業者への説明も行っている
臨時案内所運営 1,700万円	◆ インバウンド客等がスムーズに税の支払いが行えるよう案内を行う ◆ 税徴収が徴収現場や一般に浸透するまでの設置を予定 ・ インバウンドがある程度回復していることを想定し、スタッフの配置計画等の協議を行っている
非課税・年払い証明書発行システム 160万円	◆ コードの発行・管理費用等が必要 ・ コピー防止の模様の入った紙の経費が必要となる
広報 500万円	◆ 納税義務者への周知、理解を得る

注：金額はメーカー等への聞き取りによるものであり、今後の検討等により変更となる可能性がある。

【参考】歳入見通し（概算）

来島者数	4,366,506人 (直近5年平均：H27～R1)	3,000,000人	2,000,000人
税込見通し	341,903,400円	205,252,800円	105,252,800円
都度(100円)納付者	3,409,034人	2,042,528人	1,042,528人
年払い(500円)納付者	2,000人 (延べ14,600人：40人/日×365日)	2,000人 (延べ14,600人：40人/日×365日)	2,000人 (延べ14,600人：40人/日×365日)
課税対象外(計) (㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜)	942,872人	942,872人	942,872人
通勤(島外→島内) ㉗	344,040人 (1,410人×244日)	344,040人 (1,410人×244日)	344,040人 (1,410人×244日)
通学(島外→島内) ㉘	8,200人 (41人×200日)	8,200人 (41人×200日)	8,200人 (41人×200日)
島民(島内→島外) ㉙	408,456人 (1,674人×244日)	408,456人 (1,674人×244日)	408,456人 (1,674人×244日)
学校行事等 ㉚	182,176人	182,176人	182,176人
障がい者 ㉛	—	—	—
未修学児 ㉜	—	—	—

※ 年払納付者数は、仮定値

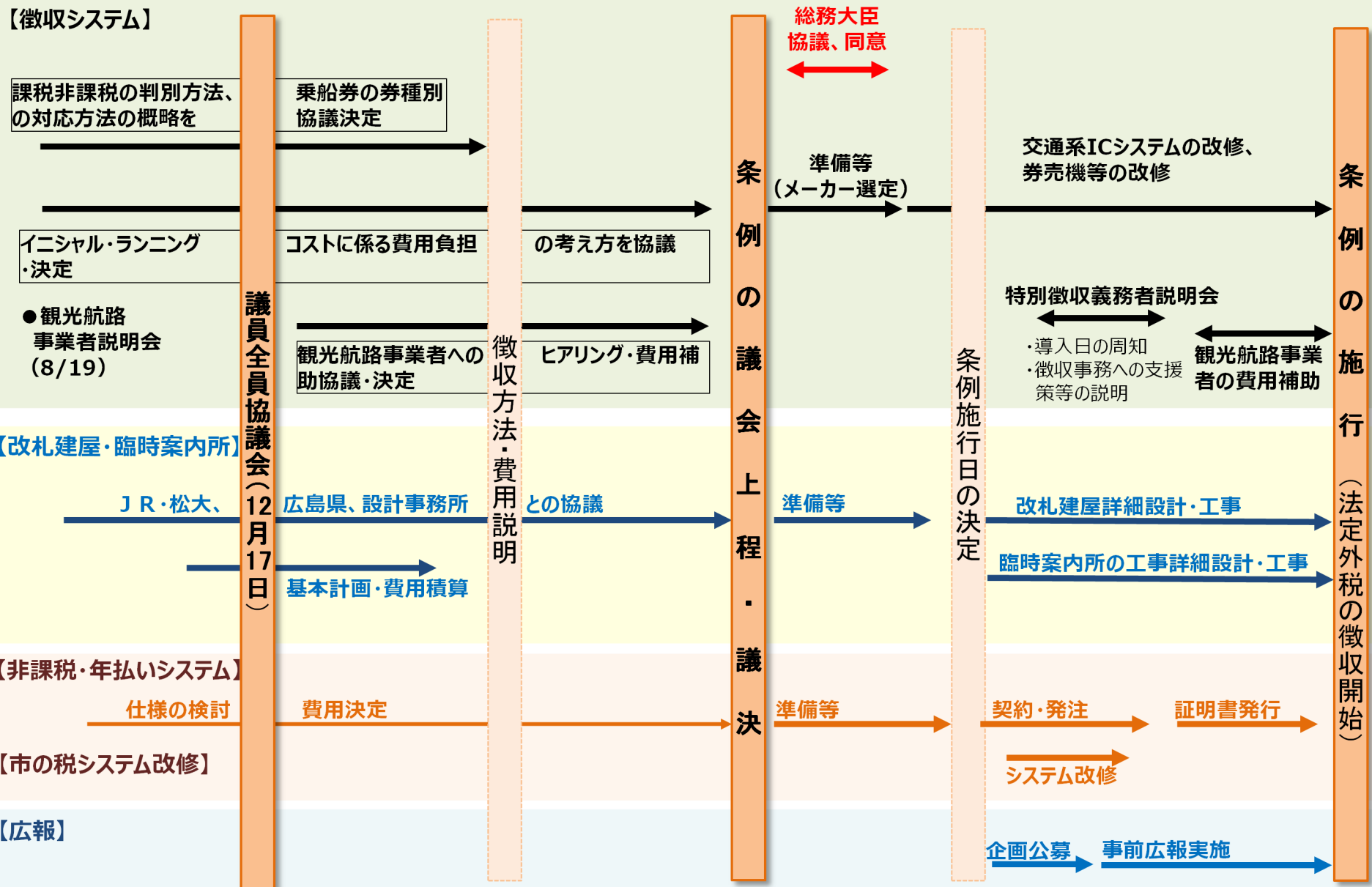
※ 島外からの通勤者数は、広島文教大学・松原淳一教授の論文を参考に算出

※ 島外からの通学者数は、H30年における宮島学園の小学生及び中学生数

※ 学校行事等の人数は、H30におけるJ R西日本宮島フェリーと宮島松大汽船の小・中・高の団体客数の合計

※ 障がい者、未修学児の乗船客数のデータが無いいため、概算に算入できていない

スケジュール



各委員から出された意見（総務常任・所管事務調査）

1 2月1日付で市議会議長から「（仮称）宮島訪問税に関する総務常任委員会所管事務調査報告」のあった各委員の意見に対する市の考えは、次のとおりです。

- 10月12日 （仮称）宮島訪問税の制度設計について
- 10月26日 課税免除等について
- 11月9日 徴収方法とコストについて
- 11月26日 市民意見等について・課税免除の対象及び徴収方法について

1. 徴収方法及びコストについて

各委員からの意見	市の考え
➤ 導入メリットの判断材料となる、法定外税収入及びイニシャル・ランニングコストの見込みを早急に議会に示すこと。	➤ 特別徴収義務者等との協議調整が整い次第、イニシャル・ランニングコストの見込みを議会にお示しします。
➤ 法定外税の収支及び使途について、毎年度、納税者や議会に提示すること。	➤ 税導入後は、税収見込み及び宮島訪問税の活用事業を毎年度の予算、決算で議会に提示し、審議していただきます。また、市ホームページ等を活用し、納税者にもお示しします。
➤ 非課税者、課税免除者及び年払い課税者のカード発行手続きの簡素化を図ること。特に年払い課税者は毎年更新する必要がある、宮島口ターミナルで申請及び受領が即日できる仕組みの構築を求める。	➤ 非課税者、年払い課税者の証明書等発行手続きの簡素化を検討します。年払い課税者の証明書等発行手続きについては、税徴収のスタート時には、市の窓口又は郵送、電子申請で対応し、年払いの利用者数を見た上で宮島口での受付を検討します。

2. 課税免除等について

各委員からの意見	市の考え
➤ 課税免除対象を未就学児及び義務教育を考慮し小中学校の教育課程で学校行事の中に位置付けられているもの（修学旅行等）に限定してはどうか。	➤ 議員全員協議会や総務常任委員会所管事務調査で出された次の意見を踏まえ、小学生は課税対象とし、その上で、義務教育も含めた学校教育（大学を除く。）での授業や修学旅行等の学校行事を課税免除としています。
➤ 課税免除の対象を義務教育の観点という面を採用せず、特別徴収義務者の運賃体系を尊重し、税の徴収区分が複雑化しないよう、特別徴収義務者へ特段の配慮を講じるべきである。小学生の運賃は大人料金の半額であるが小学生以下課税免除とし、中学生・高校生の運賃は大人料金であり課税対象とすべきである。	• 義務教育の観点から中学生も免除にすべき。徴収義務者の都合で課税対象を判断すべきではない。 • 義務教育の中学生以下、修学旅行生と引率者を課税免除対象にすべき。 • 小中学生も訪問により、トイレ、ゴミ等の原因者なのは。未就学者だけを課税免除としてはどうか。 • 船料と同一で、可能であれば小学生は税も半額（50円）にしてはどうか。

各委員から出された意見（総務常任・所管事務調査）

2. 課税免除等について

各委員からの意見	市の考え
➤ 障がい者を課税対象とし、訪問税の使い道として「日本一障がい者にやさしい宮島」の理念の下、誰もが安心安全に観光できるハード・ソフトの整備を進めてはどうか（自主財源で国の基準以上の環境整備）。なお、理解が得られないときは税額を半額とする。	➤ 議員全員協議会や総務常任委員会所管事務調査で出された次の意見を踏まえ、当初案どおり障がい者は課税免除としています。 ・ 廿日市市障がい者団体の幹部に聞き取りをしたところ、手帳所持者には免除をお願いしたい。もし、障がい者のなかに100円でも宮島のために寄付したいというお気持ちがあれば、手帳を見せて免除の申請をするという行為をしなれば足りしますので、そのようにしていただきたいとの意見でした。 ・ 障がい者を免除にすることは一考すべき。 ・ 障がい者の中でも担税能力がある場合、徴収してもいいのでは。 ➤ なお、障がい者が課税免除であっても、必要なバリアフリーは行っています。
➤ 宮島への通勤者の交通費は宮島の企業が本来負担しており、宮島への通勤者を非課税にすることは、来島者から受益を受けている宮島の企業を優遇することにもなりかねないのではないのか。	➤ 宮島地域の住民と同様に、宮島町の区域内の事務所等に通勤する者が発生させる行政需要は、宮島地域の企業等が負担する法定税や地方交付税で賄われるべき標準的な行政需要の範囲と考えています。

3. 実施時期について

各委員からの意見	市の考え
➤ 事前に客観的な判断材料を提示し、慎重に行うべきである。	➤ 宮島訪問税は、納税者となる観光客等の来訪者に負担を求めることとなるため、観光事業者にも配慮する必要があると考えています。そのため、税導入の時期については、新型コロナウイルス感染症の収束状況や宮島への来島者数の回復状況、徴収システムの準備期間等を総合的に判断し、決定します。 ➤ 条例を上程する前には、徴収コストを議会にお示します。
➤ 原因者課税という課税根拠から考え、条例可決後、速やかに導入すべきである。	

各委員から出された意見（総務常任・所管事務調査）

4. その他について

各委員からの意見	市の考え
➤ 法定外税導入と共に、宮島を愛する方などを対象にガバメントクラウドファンディングも併用すべきである。	
➤ 人口減や少子高齢化の影響により税収減が見込まれる中、宮島への来島者によって発生し増幅する行政需要に対応し、観光客等の受け入れ体制を整備するために、原因者課税を導入するという方向性が示されたことを尊重したい。	➤ 今後の市の財政は、生産年齢人口の減少等により市税収入は減少する一方、老年人口の増加により扶助費は増加し、財政状況はより厳しくなることが想定されます。
➤ 徹底した行財政改革と業務の効率化等を行った上で、財源確保の検討をすべきである。財源が必要であれば、強制の税ではなく、共感の協力金やガバメントクラウドファンディングを活用すべきである。課税対象のほとんどが市民以外で、税を徴収しやすい対象者に課税するかのような訪問税であり、併せて課税対象が曖昧であると考え、普通税の導入には反対である。	➤ そうした中、宮島への多くの来訪によって発生・増幅している行政需要への対応には、安定的な財源が必要となっていることから宮島訪問税の導入をめざしています。また、行財政改革等も継続的に進めているところです。 ➤ 多くの方に賛同いただけるような分かりやすいプロジェクトには寄附金やガバメントクラウドファンディングなどを活用していきます。

參考資料

宮島訪問税の活用事業

■宮島への来訪者による行政需要の推移表（宮島訪問税の活用事業）

（単位：百万円）

主な事業	平成25年度決算			平成28年度決算			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B
宮島ターミナル運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.8	0.0	57.8	57.8	0.0	57.8	57.8	0.0	57.8	57.8	0.0	57.8	57.8	0.0	57.8
宮島ターミナル管理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.2	52.5	30.7	83.2	52.5	30.7	83.2	52.5	30.7	83.2	52.5	30.7	83.2	52.5	30.7
宮島ターミナル管理	18.8	12.9	5.9	12.8	12.8	0.0	13.1	13.1	0.0	13.1	13.1	0.0	13.1	13.1	0.0	13.1	13.1	0.0	13.1	13.1	0.0
宮島ターミナル整備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	2.0	4.0	0.0	4.0	4.0	0.0	4.0	55.0	52.2	2.8	200.0	190.0	10.0
宮島桟橋管理	19.8	19.8	0.0	27.1	27.1	0.0	31.1	31.1	0.0	31.1	31.1	0.0	31.1	31.1	0.0	31.1	31.1	0.0	31.1	31.1	0.0
宮島3号桟橋整備	47.0	46.9	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮島口地区整備事業	86.4	73.5	12.9	372.3	308.0	64.3	644.3	612.1	32.2	764.8	726.5	38.3	267.4	254.0	13.4	241.2	229.1	12.1	44.0	41.8	2.2
宮島口渋滞対策	19.5	0.0	19.5	21.1	0.0	21.1	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
トイレ等維持管理	13.7	0.0	13.7	14.1	0.0	14.1	31.4	1.3	30.1	31.4	1.3	30.1	31.4	1.3	30.1	31.4	1.3	30.1	31.4	1.3	30.1
包ヶ浦観光事業特別会計	47.5	33.6	13.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
包ヶ浦自然公園管理運営	0.0	0.0	0.0	19.1	0.4	18.7	13.6	0.6	13.0	13.6	0.6	13.0	13.6	0.6	13.0	13.6	0.6	13.0	13.6	0.6	13.0
包ヶ浦自然公園リニューアル	0.0	0.0	0.0	37.4	36.4	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮島事業系ゴミ処理	52.9	11.6	41.3	48.7	16.1	32.6	22.2	15.9	6.3	22.2	15.9	6.3	22.2	15.9	6.3	22.2	15.9	6.3	22.2	15.9	6.3
地域拠点施設整備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域拠点施設維持管理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	35.0	0.0	35.0	35.0	0.0	35.0	36.0	0.0	36.0	35.0	0.0	35.0	35.0	0.0	35.0
ビジターセンター機能整備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	17.5	7.5	0.5	0.0	0.5
宮島診療所夜間対応	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	2.0	0.3	2.3	2.0	0.3	2.3	2.0	0.3	2.3	2.0	0.3	2.3	2.0	0.3
宮島観光案内等	9.2	7.5	1.7	7.6	4.4	3.2	30.3	14.7	15.6	30.3	14.7	15.6	30.3	14.7	15.6	30.3	14.7	15.6	30.3	14.7	15.6
宮島無電柱化、道路美装化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	4.7	0.3	10.0	9.5	0.5	100.0	90.2	9.8	200.0	190.0	10.0
歴史民俗資料館管理管理	17.7	4.9	12.8	16.7	4.7	12.0	17.4	4.2	13.2	17.4	4.2	13.2	17.4	4.2	13.2	17.4	4.2	13.2	17.4	4.2	13.2
歴史民俗資料館整備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	33.7	3.8	64.1	57.6	6.5	529.5	476.5	53.0	656.0	590.4	65.6
世界遺産センター機能整備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	17.5	7.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5
消防艇、救急救助艇管理	6.0	0.0	6.0	9.5	0.0	9.5	7.5	0.0	7.5	7.5	0.0	7.5	7.5	0.0	7.5	7.5	0.0	7.5	7.5	0.0	7.5
海底送水管整備 （一般会計負担分）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	170.5	119.3	51.2	47.5	33.2	14.3	280.0	196.0	84.0	37.5	26.2	11.3	10.0	7.0	3.0
その他 （メーパル付、公園管理等）	11.4	1.3	10	7.4	2.1	5	22.6	12.8	10	18.0	4.2	14	15.2	4.2	11	11.8	9.1	3	17.6	4.3	13
計	349.9	212.0	137.9	593.8	412.0	181.8	1,224.3	879.6	344.7	1,261.7	937.7	324.0	1,051.6	674.2	377.4	1,385.4	1,036.2	349.2	1,513.5	1,158.9	354.6

- （留意事項）
- 1 平成25年度と平成28年度は、宮島への来訪者による行政需要の決算額である。
 - 2 この資料の令和3年度～令和7年度の推移は、令和2年3月に、宮島財源確保検討委員会の資料として作成したものである。
 - 3 主な事業及び事業費は、まちづくり基本構想掲載の施策と令和2年度当初予算をベースに、令和3年度～令和7年度の5年間で推移したものである。
 - 4 事業及び事業費は、毎年度の予算で決定されるものであり、あくまで想定される参考値である。

他の法定外税の税率と観光客等の推移

1. 観光に関連する法定外税の税率

種別	名称	自治体	課税客体	税率															
法定外普通税	別荘等所有税	熱海市	別荘等の所有	1㎡・・・年650円															
	歴史と文化の環境税	太宰府市	有料駐車場に駐車する行為	二輪車（自転車を除く）・・・50円 乗用車定員10人以下・・・100円 定員10人超え29人以下・・・300円 定員29人超・・・500円															
	空港連絡橋利用税	泉佐野市	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	1往復・・・100円															
法定外目的税	遊漁税	富士河口湖町	河口湖での遊漁行為	1人1日・・・200円															
	宿泊税	東京都	旅館、ホテル等への宿泊する行為	宿泊料金10,000円以上15,000円未満・・・100円 15,000円以上・・・200円															
		大阪府		宿泊料金7,000円以上15,000円未満・・・100円 15,000円以上20,000円未満・・・200円 20,000円以上・・・300円															
		京都市		宿泊料金20,000円未満・・・200円 20,000円以上50,000円未満・・・500円 50,000円以上・・・1,000円															
		金沢市		宿泊料金20,000円未満・・・200円 20,000円以上・・・500円															
		北海道倶知安町		宿泊料金の2%															
		福岡県		<table><tr><th>宿泊料金</th><th>福岡市・北九州市 県税分</th><th>市税分</th><th>左記以外 県税分</th></tr><tr><td>20,000円未満</td><td>50円</td><td>150円</td><td>200円</td></tr><tr><td>20,000円以上</td><td>50円</td><td>450円</td><td>500円</td></tr></table>				宿泊料金	福岡市・北九州市 県税分	市税分	左記以外 県税分	20,000円未満	50円	150円	200円	20,000円以上	50円	450円	500円
		宿泊料金						福岡市・北九州市 県税分	市税分	左記以外 県税分									
		20,000円未満						50円	150円	200円									
	20,000円以上	50円	450円					500円											
福岡市																			
北九州市																			

他の法定外税の税率と観光客等の推移

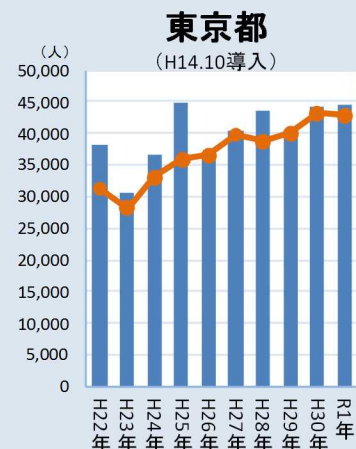
種別	名称	自治体	課税客体	税率
法定外目的税	乗鞍環境保全税	岐阜県	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗用車定員10人以下・・・300円 定員11人以上29人以下・・・1,500円 定員30人以上 一般乗合バス・・・2,000円 一般乗合バス以外・・・3,000円
	環境協力税	伊是名村	海上運送法による許可・届出をした船舶、営業による飛行機等により入域する行為	1回の入域・・・100円
		伊平屋村		
		渡嘉敷村		
	美ら島税	座間味村		

2. 主な観光地での税導入と観光客等の推移

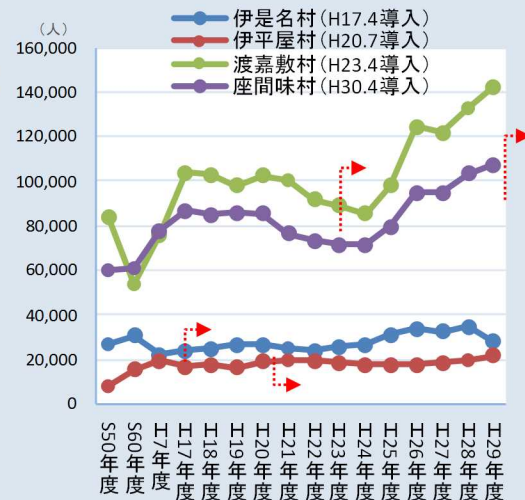
観光庁や各自治体で公表されている数値をもとに、税導入の前後の観光客数等の推移は次のとおりです。

宿泊税を導入している自治体の宿泊者数と宿泊者観光消費額の推移

● 宿泊者数 ■ 宿泊者観光消費額



沖縄県4村の入域観光客数の推移



※ 東京都・大阪府は、日本人のみの宿泊者観光消費額。

京都市は、日本人と外国人の宿泊者観光消費額、H23・24年は宿泊者数に一人当たりの宿泊者観光消費額単価を乗じて算出。

※ R1年より宿泊施設へのアンケートに基づく推計から宿泊税データを活用した手法に変更。H30年以前の単純比較ができない。(京都観光総合調査より)

出典:東京都・大阪府の宿泊者数は、宿泊旅行統計調査(観光庁)、宿泊者観光消費額は、旅行・観光消費動向調査(観光庁)。京都市の宿泊者数及び宿泊者観光消費額は、京都観光総合調査(京都市)。

出典:沖縄県観光要覧(沖縄県)